

# 第48回

## ほろのべ名林公園まつり

**日時** 8月11日(土) 午後2時～ 8月12日(日) 午前10時～

**場所** 山村広場 (宮園町9番地)

**11日**

【ステージショー 18:00～】



門倉 有希    じゅんいち    梶加内そぼの里大使    幌延町観光大使  
ダビットソン    上杉 周太    井上 仁志

【アトラクション】

- ・幸運のティッシュをつかむんじゃ～
- ・抽選会
- ・仮装盆踊り
- ・秘境駅バスツアーetc.

**12日**

【ステージショー 10:00～】



怪盗戦隊ルパンレンジャー VS 警察戦隊パトレンジャー    鉄道トークショー  
南田 祐介



ぶりんせす♡たいむ    ファイターズガール  
社 このみ

お問い合わせ先：産業振興課 企画振興グループ 電話：5-1113 告知端末機：5-8814

### 野焼きは法律で禁止されています！

野外焼却、いわゆる「野焼き」は、ばい煙の発生だけでなく、悪臭や有害物質「ダイオキシン類」等の発生や火災の原因にもなるため、一部の例外（下記参照）を除き廃棄物処理法で禁止されています。

これに違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）、またはその両方の罰則が科せられます。

#### 【例外的に野焼きが認められる場合】

- ①他法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
  - ・家畜伝染病予防法に基づく患畜等焼却、森林病虫害等防除法駆除命令に基づく枝条、樹皮の焼却
- ②国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
  - ・河川管理者や海岸管理者がその管理を行うため伐採した草木、漂着物等の焼却等
- ③災害の予防、応急対策・復旧のために必要な焼却
- ④風俗習慣上や宗教上の行事のために必要な焼却
  - ・どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
- ⑤農業、林業、漁業を営むためやむを得ない焼却
  - ※牧草ロールの処分は産業廃棄物となり、焼却処分できませんのでご注意ください。
- ⑥たき火その他日常生活上の軽微な焼却
  - ・たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の枯葉や木くず等の焼却
  - ※「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことで、周辺住民から苦情が生じた場合は軽微な焼却とは認められませんのでご注意ください。

☆上記の焼却に、ビニールやプラスチック類の混入は禁止されていますので、おやめください。

☆また、風向きと時間帯を考え、燃やしたまま放置しないようにしましょう。

軽微な焼却についても、火災と紛らわしい煙など発生する恐れのある行為については、北留萌消防組合火災予防条例により消防署への届出が必要となります。これは、煙を火災と間違えて119番通報することなどを避けるため、消防が野焼きを認めているものではありませんのでご注意ください。

お問い合わせ先：住民生活課 生活環境グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812